

広島県告示第四百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年六月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		広島県広島市佐伯区五日市町大字下河内、安佐南区相田六丁目			
土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法
下河内九〇―一（〇六五六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下河内九〇―一（〇六五六）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
相田六丁目二三（五六四八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	相田六丁目二三（五六四八）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。